

措置入院等の運用マニュアル等について

1 ガイドラインに関する対応方針

区 分	対応方針
措置入院	・国のガイドラインに沿った運用マニュアルとする。
退院後支援	・国のガイドライン発出以前は支援計画を策定していないことから、マニュアルを作成の上、ガイドラインによる支援計画の作成を図る。(R2/4/1 マニュアル策定・施行済)

2 主な経過

時 点	概 要
H29 年度	<p>○国が、「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」発出</p> <p>○ガイドラインを各保健所に通知</p> <p>※道では、ガイドラインを踏まえ、保健所等関係機関の意見をうかがう場を設けるなどして、運用マニュアル等を整備し別途示す旨を通知</p>
H30 年度 R 元年度	<p>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置入院マニュアルについて、保健所の事務に関する実態を調査し、課題等を踏まえて少し時間をかけて検討していく。 ・退院後支援マニュアルは先行して成案とする。 <p>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議 ワーキンググループ」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後支援マニュアル検討 ・措置入院に係る保健所実態調査検討 <p>○「措置入院等の運用マニュアル作成に関する保健所実態調査」実施</p> <p>○道警本部生活安全部へ 23 条通報の取扱いに係る協議を申し入れ</p>
R 2 年度	<p>○「措置入院者の退院後支援に関する運用マニュアル」運用開始(R2.4.1)</p> <p>○措置入院に係る保健所実態調査結果分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターに分析を依頼 <p>○道警本部生活安全部に対し 23 条通報等に関する協議等に参加いただくよう申し入れ (回答まち)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官通報において、「被通報者に精神障害を疑う根拠となる被通報者の具体的言動」や「被通報者に措置要件に該当する自傷他害のおそれがあると疑う根拠となる被通報者の具体的言動」を明らかにする必要があることを北海道警察本部として徹底いただきたい。 ・警察官が把握した情報が「受診後で病状が落ち着いている」「精神科入院中」であれば通報を要しないケースとするなど、場合分けの検討に協力いただきたい。 ・今後、貴課と当課で協議を進めることや、各地域で警察と保健所が連携し精神保健に関して学習する機会を設け、どのような事例が警察官通報の要件となるかなどの意見交換を実施することについて、賛同いただきたい。

3 措置入院等の運用マニュアルに係る今後の検討方向

次の観点から、国のガイドラインを基本にマニュアルを検討することとし、23 条通報のあり方等については引き続き道警と協議し、適切な運用を図ることとしたい。

- ・「措置入院の運用に関するガイドライン」は、「措置診察・入院が不要となった後の支援」「地域の関係者による協議の場」及び「運用マニュアルの整備、研修の実施」を除き法定受託事務に関する処理基準とされており、措置入院事務を行うにあたり拠るべき基準になっていること（マニュアルを作成する場合、ガイドラインを逸脱するような取扱いを設けることは不適切）。
- ・検討会議では警察官通報のあり方に関して議論が集中していたが、措置ガイドラインは、警察官通報受理後の措置入院の手続きを示したものであること。
- ・警察官通報のあり方等の検討・整理は、道警本部と時間をかけて協議を進める必要があること。

※ 警察官通報のあり方については、道警本部に対し実態調査の概要を示し、協議等への参加について申し入れを行っている。

4 措置入院者の退院後支援に関する運用マニュアルの運用状況

措置入院者の退院後支援に関する運用マニュアルについて、令和2年4月1日から12月31日までの間の道内各保健所（札幌市以外）における運用実績は以下のとおり。

	件数
(1) 退院後支援の同意の確認を行った患者数	35
うち、同意者数	26
うち、同意撤回者数	1
うち、不同意者数	8
(2) 退院後支援計画案作成患者数	18
うち、計画決定済患者数	17
(3) 退院後支援計画に係る会議開催回数	30
うち、計画決定までの回数	22
うち、計画決定後の回数	8
(4) 退院後支援計画に基づく支援実施患者数 ※支援終了済の者を含む。	20
(5) 支援期間終了患者のうち、支援期間を延長した患者数	1
(6) 支援終了患者数	12
うち、支援期間終了による終了患者数	6
うち、転出による終了患者数	5

※（参考）令和2年4月1日から12月31日までの間における新規措置入院件数は計39件、緊急措置入院件数は14件（重複あり）